

<2022年度下半期> 保険金・給付金のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

① 保険金・給付金のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳（2022年度下半期）

（単位：件）

	保険金					給付金						合計
	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払件数合計	0	0	0	0	0	0	9,222	3,652	0	8,885	21,759	21,759
支払事由に非該当	0	0	0	0	0	0	45	44	0	86	175	175
免責事由に該当	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3	3
告知義務違反による解除	0	0	0	0	0	0	29	18	0	38	85	85
詐欺による取消・無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重大事由による解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お支払非該当件数合計	0	0	0	0	0	0	75	63	0	125	263	263

※生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。

半期毎の時系列推移表

		お支払い件数	お支払い非該当件数
2021年度	上半期	－	－
	下半期	1,214件	21件
2022年度	上半期	14,020件	91件
	下半期	21,759件	263件

②用語解説

お支払非該当事由	内容
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。 ご請求いただいた内容がこの事由に該当しない場合、保険金・給付金はお支払いできません。
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いできない事由を定めております。 ご請求いただいた内容がこの事由に該当する場合、保険金・給付金はお支払いできません。 例) ・ご加入後、約款に定める所定の年数以内の被保険者の自殺に対し、死亡保険金を請求された場合
告知義務違反による解除	ご契約の際に、保険契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、保険契約を解除することがあります。 この場合、保険金・給付金のお支払いはできず、解約返戻金がある場合には、保険契約者に解約返戻金をお支払いします。
詐欺による取消・無効	ご契約の際に、保険契約者、被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約を取消（無効）とすることがあります。 この場合、保険金・給付金のお支払いはできず、すでに払込まれた保険料は払い戻しません。
不法取得目的による無効	保険契約者が保険金・給付金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。 この場合、保険金・給付金のお支払いはできず、すでに払込まれた保険料は払い戻しません。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合、保険金・給付金のご請求に際して診断書偽造等の行為があった場合等に、保険契約を解除することがあります。 この場合、保険金・給付金のお支払いはできず、解約返戻金がある場合には、保険契約者に解約返戻金をお支払いします。